

淡路市営駐車場定期券の 免除申請手続き

市民の方のうち市外へ通勤(学)をされている方で市営駐車場の定期駐車券の購入金額の免除を受けようとする場合は、その申請手続きを市役所又は各事務所、各券売所にて行うことができます。

申請には、申請者の個人番号カード(表面)、個人番号カード交付申請書(署名・写真付)または、住民票のいずれかの写しの添付と市外へ通勤(学)していることが分かる証明が必要です。

申請書の受付後、申請者(利用者)の昨年度の納税に滞納がないことを確認してから2週間程度で免除認定証等を住所先へ送付します。

免除認定証等を定期駐車券の販売場所へ提出して定期駐車券の作成費用相当ひと月500円の支払いにより定期駐車券の発行をします。

(申請場所)	市役所 1階 都市総務課	(TEL 6 4 - 2 1 2 5)
	岩屋事務所 市民窓口課	(TEL 7 2 - 3 1 1 1)
	北淡事務所 市民窓口課	(TEL 8 2 - 1 1 4 4)
	一宮事務所 市民窓口課	(TEL 8 5 - 1 1 2 2)
	東浦事務所 市民窓口課	(TEL 7 4 - 4 1 0 1)
	北淡インター駐車場券売所	(北淡インター駐車場前)
	東浦バスターミナル駐車場券売所	(東浦バスターミナル内)
	遠田バス停駐車場券売所	(駐車場内)
	本四仁井バス停駐車場券売所	(停駐車場内)

※各事務所市民窓口課は、申請書の受付のみです。

(取扱日時) 淡路市都市総務課・事務所：平日 午前8時30分～午後5時
券売所：※ 券売所販売日は別紙をご覧ください。

平日 午後4時～午後8時

土・日曜日 午後1時～午後5時

(免除対象) 北淡インター駐車場・東浦バスターミナル駐車場・東浦バスターミナル第2駐車場・東浦インター駐車場・遠田バス停駐車場・本四仁井バス停駐車場・津名一宮インター駐車場の定期駐車券